

かねがさきちょうしょう

しゃふくしけいかく

# 金ヶ崎町障がい者福祉計画

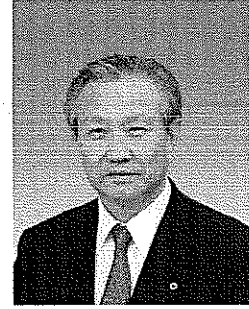
## 〔第2期〕

平成31年度～平成38年度  
(2019年度～2026年度)

平成31年3月

岩手県 金ヶ崎町

ごあいさつ



本町では、平成24年3月に「金ケ崎町障害者福祉計画」と「第3期金ケ崎町障害福祉計画」を一体的に策定し、「住み慣れた地域で共に暮らし、共に社会参加するまちの実現」を目指して施策を進めてまいりました。

以降、平成27年3月に「第4期金ケ崎町障がい福祉計画」、平成30年3月に「第5期金ケ崎町障がい者福祉」「第1期金ケ崎町障がい児福祉計画」を策定し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

このたび策定した「金ケ崎町障がい者福祉計画〔第2期〕」では、前計画からの基本理念や基本目標等を継承し、「だれもが暮らしやすいまち金ケ崎」の実現に向けて取り組んでまいりますので、障がい者や関係機関・団体及び町民みなさまのご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただいた町民及び関係者の皆さまに厚く感謝申し上げます。

平成31年3月

金ケ崎町長 高橋 由一

# 目

# 次

だいしょう	けいかくさくてい	がいよう	1			
第1章	計画策定の概要		1			
1	けいかくさくてい	はいけい	2			
	計画策定の背景および趣旨		2			
2	けいかく	きかん	6			
	計画の期間		6			
だいしょう	けいかく	きほんてき	かんが	かた	7	
第2章	計画の基本的な	考え方		7		
1	けいかく	きほんりねん	きほんもくひょう	8		
	計画の基本理念、基本目標		8			
2	けいかく	きほんてきしてん	9			
	計画の基本的視点		9			
3	けいかく	じゅうてんしやく	10			
	計画の重点施策		10			
だいしょう	しょう	ひと	と	ま	げんじょう	11
第3章	障がいのある人を取り巻く	現状		11		
1	じんこう	すい	12			
	人口の推移		12			
2	しんたいしょう	しゃ	じ	13		
	身体障がい者(児)		13			
3	ちてきしょう	しゃ	じ	15		
	知的障がい者(児)		15			
4	せいしんしょう	しゃ	16			
	精神障がい者		16			
5	はったつしょう	しゃ	じ	17		
	発達障がい者(児)		17			
6	こうじのう	きのうしょう	しゃ	18		
	高次脳機能障がい者		18			
7	なんびょうかんじゃ	19				
	難病患者		19			
だいしょう	しょう	しやく	てんかい	20		
第4章	施策の展開		20			
1	しやく	きほんてきほうこう	21			
	施策の基本的方向		21			
2	しやく	くたいてきすすしんほうこう	22			
	施策の具体的推進方向		22			
I	たが	りかい	にんしき	ふか	22	
	お互いの理解と認識を深めるために		22			
II	けんこう	たも	24			
	健康を保つために		24			
III	とも	まな	27			
	共に学ぶために		27			
IV	しゅうろう	つう	しゃかいさんか	30		
	就労を通じた社会参加のために		30			
V	ちいき	せいかつ	33			
	地域で生活するために		33			
VI	あんぜん	せいかつ	38			
	安全に生活するために		38			
VII	い	39				
	生きがいづくりのために		39			
VIII	ちいきせいかつしえん	43				
	地域生活支援のためのひとづくり		43			

第 <sup>だい</sup>1 <sup>しょう</sup>章

---

計画策定の概要 <sup>けいかくさくてい</sup> <sup>がいよう</sup>

# 1. 計画策定の背景および趣旨

●本町では、平成16年3月に、「金ケ崎町障害者保健福祉計画（計画期間：平成16～23年度）」を策定し、障がい者の福祉向上に努めてきました。

●平成24年3月に、「金ケ崎町障害者福祉計画（計画期間：平成24～30年度）」（以下、「第1期計画」という。）及び「第3期金ケ崎町障害福祉計画（計画期間：平成24～26年度）」を策定し、「だれもが暮らしやすいまち かねがさき」の実現に向けて取り組んできました。

●この間、平成26年3月に、「第4期金ケ崎町障がい福祉計画（計画期間：平成24～26年度）」、平成30年3月に、「第5期金ケ崎町障がい福祉計画（計画期間：平成30～32（2018～2020）年度）」と「第1期金ケ崎町障がい児福祉計画（計画期間：平成30～32（2018～2020）年度）」を策定し、障がい福祉サービス提供の確保に向けて取り組んできたところです。

●このたび、第1期計画の計画期間が平成30年度末で終了するため、これまでの取り組みをさらに充実・発展させていくとともに、障がい者福祉を取り巻く社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、障がい者施策を総合的・計画的に推進するため、「金ケ崎町障がい者福祉計画〔第2期〕（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

## 「障害」の「害」の字のひらがな表記について

平成26年4月1日から、町が作成する行政文書等の「障害」の「害」の字を、人の状態を表す言葉や大会・行事等の名称について、ひらがな表記とし「障がい」としています。

かねがさきちょうしょうがいしゃがい者福祉計画

しょうがいしゃきほんほう もと ちょう しょう しゃしきく きほんてきほうこう さだ けいかく  
障害者基本法に基づく、町の障がい者施策の基本的方向を定める計画

～障害者基本法第11条第3項～

しちょうせん しょうがいしゃきほんけいかくおよ とうふけんしょうがいしゃけいかく きほん どうがいしちょうせん  
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村  
における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する  
基本的な計画を策定しなければならない。

かねがさきちょうしょうがい福祉計画

しょうがいしゃそうごうしえんほう もとつづ しょうがいふくし ていきょうたいせい かくほ ほかぎょうむ えんかつ  
障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスの提供体制の確保その他業務の円滑な  
実施に関する計画

【例】施設入所者の地域生活移行者数…目標2人

～障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）～

だい じょう しょうせん きほんししん そく しょうがいふくし ていきょうたいせい かくほ ほか  
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この  
法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

かねがさきちょうしょうがい児福祉計画

じどうふくしほう もと しょうがいじつうしよしえんなど ていきょうたいせい かくほ ほかしょうがいじつうしよしえんなど  
児童福祉法に基づく、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の  
円滑な実施に関する計画

【例】障がい児相談支援 サービス見込み量…10人分

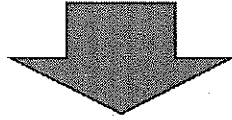
～児童福祉法（抜粋）～

だい じょう しょうせん きほんししん そく しょうがいじつうしよしえんおよ しょうがいじそうだんしえん ていきょう  
第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供  
体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下  
「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

かねがさきちょうそうごうはってんけいかく  
金ヶ崎町総合発展計画



ほけんふくしかんれんけいかく  
保健福祉関連計画

かねがさきちょうちいさふくしけいかく  
金ヶ崎町地域福祉計画

かねがさきちょうしょう しゃ  
金ヶ崎町障がい者  
福祉計画

かねがさきちょうけんこうぞうしんけいかく  
金ヶ崎町健幸増進計画

かねがさきちょうじさつたいさくけいかく  
金ヶ崎町自殺対策計画

かねがさきちょうしょう ふくしけいかく  
金ヶ崎町障がい福祉計画

かねがさきちょうこ こそだ  
金ヶ崎町子ども・子育て  
支援事業行動計画

かねがさきちょうしょう じふくしけいかく  
金ヶ崎町障がい児福祉計画

かねがさきちょうこうれいしゃふくしけいかく  
金ヶ崎町高齢者福祉計画・  
介護保険事業計画



かねがさきちょうちいさふくしかつどうけいかく  
金ヶ崎町地域福祉活動計画  
(かねがさきちょうしゃかいふくしきょうぎかい  
金ヶ崎町社会福祉協議会)

金ヶ崎町障がい者福祉計画（第2期）の施策体系

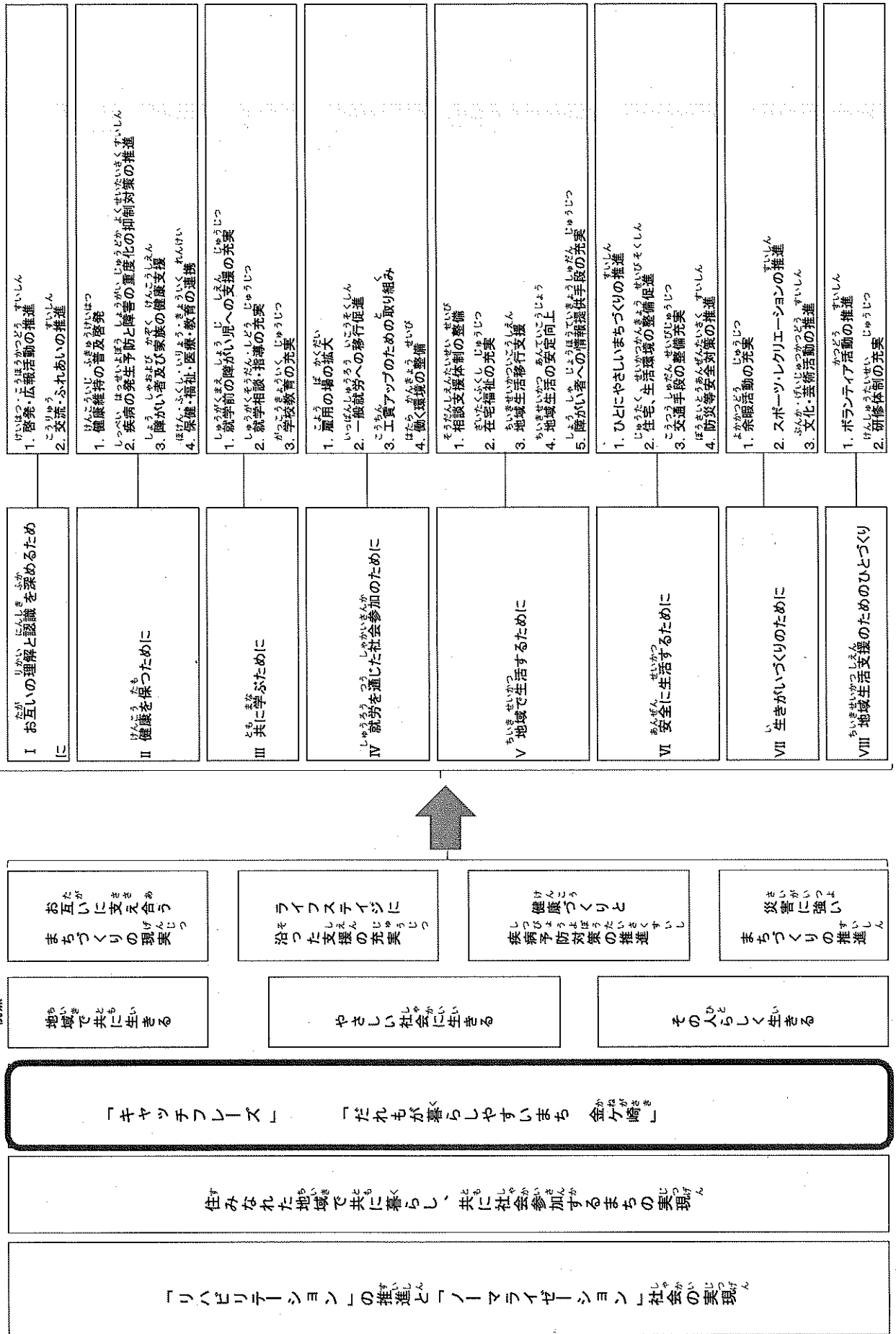
具体的方向

施策の基本的方向

基本的視点

目標

理念



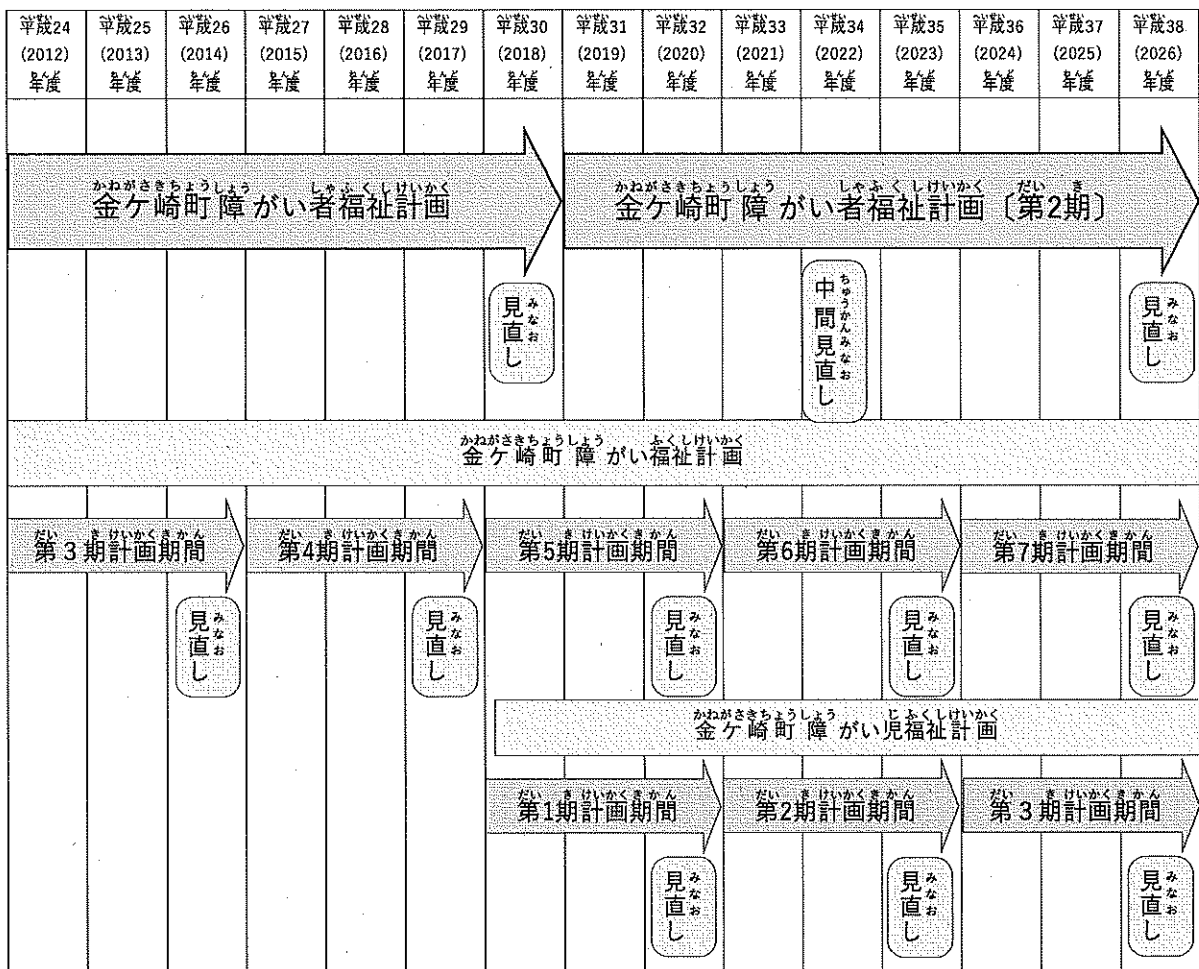


## 2. 計画の期間

本計画は、平成31（2019）年度を初年度とし、平成38（2026）年度までの8年間とし、中間年度の平成34（2022）年度に見直しを行います。

なお、平成30年3月に策定した、「第5期金ヶ崎町障がい福祉計画」及び「第1期金ヶ崎町障がい児福祉計画」は、国の基本指針に合わせて3年を1期として策定しているため、平成32（2020）年度と平成35（2023）年度、平成38（2026）年度に見直しを行います。

下記計画期間中、社会経済情勢や法制度の改正等により必要に応じて、見直しを行います。



### 【元号の読み替えについて】

平成31年5月の元号改正に伴い、この計画における元号及び年又は年度の表示は、新元号及び新元号による応当年の表示に読み替えるものとします。

## 第 2 章

---

# 計画の基本的な考え方

# 1. 計画の基本理念、基本目標

金ヶ崎町第十次総合発展計画では、「人と地域が支えあうまち 金ヶ崎」を将来像とし、4つの基本目標を定め、町政を展開していますが、基本目標の1つとして「健やかでやすらぎのあるまち」を掲げています。これは、障がいのある人もない人もどのような立場にある人でも住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進しようとするものです。

本計画は、この総合発展計画の基本目標と施策を具体化するもので、「金ヶ崎町障害者福祉計画」に掲げた基本理念と基本目標を引き継ぎます。

本計画では、『「リハビリテーション※1」の推進と「ノーマライゼーション※2」社会の実現』を基本理念に、障がい者がライフステージの各段階において、持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく生きるため、基本目標を「住みなれた地域で共に暮らし、共に社会参加するまちの実現」とします。

また、基本目標を簡単な言葉で伝えるキャッチフレーズを「だれもが暮らしやすいまち 金ヶ崎」とします。

## 【基本理念】

「リハビリテーション」の推進と

「ノーマライゼーション」社会の実現

## 【基本目標】

「住みなれた地域で共に暮らし、共に社会参加するまちの実現」

## ○キャッチフレーズ

「だれもが暮らしやすいまち 金ヶ崎」

### ※1【リハビリテーション】

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、すべてのライフステージにおいて、主体性や自立性、自由といった人間本来の生き方の回復あるいは獲得を目指すこと。

### ※2【ノーマライゼーション】

障がいのある人を特別視するのではなく、「障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルである」という考え方、またそのような社会づくりを推進すること。

## 2. 計画の基本的視点

本町では、以下に掲げる3つを計画の基本的視点とし、各種施策に取り組みます。

### (1)「地域で共に生きる」

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で同じように生活することができるよう、様々な条件を整備し、共に生きる「ノーマライゼーション社会」を推進します。

### (2)「やさしい社会に生きる」

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざすとともに、すべてのライフステージにおいて、主体性や自立性、自由という人間本来の生き方の回復・獲得をめざす「リハビリテーション社会」を構築します。

### (3)「その人らしく生きる」

障がいのある人が、自己の長所や能力を自覚し、自分自身に知識や技術を身に付け、自分で問題解決する能力が持てる支援体制の充実に努めます。

### 3. 計画の重点施策

障がいのある人を取り巻く施策は、生活や住まい、日中の過ごし方など、どの施策も重要ですが、将来の金ケ崎町の障がい者の暮らし方が現在よりも、より充実したものになることを実現するため、以下の4点を重点施策と位置付け、取り組みます。

#### (1) お互いに支えあうまちづくりの実現

障がいのある人もない人も、社会の一員として安心した生活を送るためには、障がいのある人に対する各種施策を実施するだけでなく、各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事を通して、障がいのある人とない人の交流に努め、相互の理解を深めます。

#### (2) ライフステージに沿った支援の充実

障がいのある人が持てる能力を充分に発揮し、その人がその人らしく生きるために、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに沿った切れ目のない支援の充実に努めます。特に、乳幼児期と学齢期の子どもとその保護者に対する支援体制の充実とグループホーム等の自立生活に必要な生活の場の確保に努めます。

#### (3) 健康づくりと疾病予防対策の推進

早期発見・早期治療・早期療育をモットーに関係機関と連携し、障がいのある人もない人にも積極的な健康づくりを推進します。

また、心身ともに、健やかな生活を送るために、障がい者の生きがいづくりの場を提供します。

#### (4) 災害に強いまちづくりの推進

災害時における障がい者の防災対策について、関係者各位の協力のもと、防災組織体制の確立を図るとともに、金ケ崎町防災マップ（平成30年2月改訂）の周知・徹底を推進し、災害時における障がい者の安心安全な防災対策に努めます。

第 3 章

---

障しょうがいのある人ひとを取り巻まく現げんじょう状

# 1. 人口の推移

本町の総人口は、1万6千人台で推移していましたが、平成27年度以降は1万5千人台になり減少傾向にあります。

平成29年度末現在の65歳以上の高齢者人口は4,641人で、平成25年度末現在の4,383人に比べ258人（構成比：2.3ポイント）増加しています。

## ●人口と年齢層の推移

(単位：人・%)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	16,077	16,052	15,954	15,850	15,687
14歳以下 構成比	2,106 13.1	2,098 13.1	2,042 12.8	2,012 12.7	1,972 12.6
15～64歳 構成比	9,588 59.6	9,491 59.1	9,359 58.7	9,265 58.4	9,074 57.8
65歳以上 構成比	4,383 27.3	4,463 27.8	4,553 28.5	4,573 28.9	4,641 29.6

各年度3月31日 資料：住民基本台帳

## 2. 身体障がい者（児）

身体障がい者手帳所持者数は、平成29年度末現在で596人であり、総人口に占める割合は3.8%です。平成25年度末現在の身体障がい者手帳所持者数は、641人であり、身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にあります。

障がいの種別（平成29年度）では、「肢体不自由」が309人（51.9%）、次いで「内部障がい」が161人（27.0%）、「聴覚・平衡機能障がい」が71人（11.9%）の順です。障がい等級別では、1・2級の重度障がい者が285人（47.8%）です。

### ●身体障がい者手帳所持者数の推移 その1 (単位：人・%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	13	12	11	8	9
18歳以上	628	622	623	609	587
計	641	634	634	617	596
総人口対比 (%)	4.0	3.9	4.0	3.9	3.8

各年度3月31日現在 資料：保健福祉センター

### ●身体障がい者手帳所持者数の推移 その2 (単位：人・%)

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
視覚・視野	49	7.6	47	7.4	49	7.7	46	7.2	47	7.9
聴覚・平衡	75	11.7	74	11.7	74	11.7	77	12.5	71	11.9
音声・言語・そしゃく	7	1.1	10	1.6	9	1.4	8	1.3	8	1.3
肢体不自由	370	57.7	358	56.4	351	55.4	323	52.4	309	51.9
内 部	140	21.8	145	22.9	151	23.8	163	26.4	161	27.0
計	641	100	634	100	634	100	617	100	596	100

各年度3月31日現在 資料：保健福祉センター

### ●身体障がい者手帳所持者数の推移 その3 (単位：人・%)

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
1 級	183	28.5	186	29.3	189	29.8	188	30.5	177	29.7
2 級	122	19.0	110	17.4	113	17.8	111	18.0	108	18.1
3 級	106	16.5	107	16.9	105	16.6	106	17.2	103	17.3



4級	133	20.7	133	21.0	126	19.9	114	18.5	115	19.3
5級	40	6.2	40	6.3	43	6.8	39	6.3	37	6.2
6級	57	8.9	58	9.1	58	9.1	59	9.6	56	9.4
計	641	100	634	100	634	100	617	100	596	100

各年度3月31日現在 資料：保健福祉センター

●平成29年度 身体障害者手帳所持者数の状況 (単位：人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
視覚・視野	0	7	40	47
聴覚・平衡	2	27	42	71
音声・言語・そしゃく	0	5	3	8
肢体不自由	3	78	228	309
上肢	2	28	86	116
下肢	0	40	123	163
体幹	0	9	16	25
運動(上肢・移動)	1	1	3	5
内 部	4	35	122	161
心臓	2	12	67	81
じん臓	0	10	20	30
呼吸器	1	0	13	14
ぼうこう・直腸	0	9	22	31
免疫	0	2	0	2
肝臓	1	2	0	3
計	9	152	435	596

平成30年3月31日現在 資料：保健福祉センター

### 3. 知的障がい者（児）

療育手帳を所持している知的障がい者（児）数は、平成29年度末現在で155人であり、総人口に占める割合は、1.0%です。平成25年度末現在の療育手帳所持者数は、144人であり、療育手帳所持者数は増加傾向にあります。手帳等級については、18歳以上のB判定の手帳所持者が全体の60.6%を占めています。

#### ● 療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A 判定	18歳未満	9	9	9	9	9
	18歳以上	39	38	38	37	37
	計	48	47	47	46	46
B 判定	18歳未満	16	18	16	19	15
	18歳以上	80	85	88	89	94
	計	96	103	104	108	109
計	18歳未満	25	27	25	28	24
	18歳以上	119	123	126	126	131
	計	144	150	151	154	155
	総人口対比 (%)	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0

各年度3月31日現在

資料：保健福祉センター

#### 4. 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳を所持している精神障がい者数は、平成29年度末現在で75人であり、総人口に占める割合は、0.5%です。平成25年度末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は59人であり、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

自立支援医療費受給者証（精神通院）の交付者数は増加傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳を所持していない精神障がい者が増加していると認識しています。

#### ●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	18歳未満	2	2	1	2
	18歳以上	26	27	26	32
	計	28	29	27	29
2級	18歳未満	2	2	3	4
	18歳以上	22	25	22	24
	計	24	27	25	28
3級	18歳未満	0	0	1	1
	18歳以上	7	9	12	12
	計	7	9	13	13
計	18歳未満	4	4	5	6
	18歳以上	55	61	60	64
	計	59	65	65	70
	総人口対比 (%)	0.4	0.4	0.4	0.4

各年度3月31日現在 資料：保健福祉センター

#### ●自立支援医療（精神通院）受給者数 (単位：人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神通院受給者数	177	196	190	187	193

各年度3月31日現在 資料：保健福祉センター

## 5. 発達障がい者（児）

発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）において、「発達障害」とは「自閉症※1、アスペルガー症候群※2、その他の広汎性発達障害※3、学習障害※4、注意欠陥多動性障害※5、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

自閉症の発症率については、千人対1人から2人程度と考えられていましたが、知的障がいを伴わない高機能自閉症※6の概念等が普及するにつれ、発症率がさらに高くなることが想定されてきています。

しかし、発達障がい者（児）数については、成人期までを含めた調査資料がないことから、正確な人数の把握はできていないのが現状です。

### ●放課後デイサービス利用者推移

（単位：人）

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
サービス 支給 決定数	知的障がい			15	16	15
	身体障がい			2	2	2
	発達障がい			26	32	39
	合計			43	50	56
年間実人数*		29	31	35	37	44
年間延べ人数*		253	333	363	351	447

各年度3月31日現在

資料：保健福祉センター

\*各年4月～3月請求分

## 6. 高次脳機能障がい者

高次脳機能障がい※7とは、頭部外傷や脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、「ミスが多い」「作業が長く続けられない」等の注意障がいや、「約束を忘れてしまう」「何度も同じことを繰り返し質問する」等の記憶障がい、「予定の時間に間に合わない」「言われたとおりに作業を完成させることができない」等の遂行機能障がい、「子どもっぽい」「感情を爆発させる」等の社会的行動障がいなどが生じ、このため日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。

障がいの特性として、本人や家族など周囲の人も気づきにくく、実態把握が困難な状況にあります。

県内の高次脳機能障がい者は県の推計で2,751人、県南地区1,054人となっています（平成26年9月1日現在の県内人口をもとに算出）。

## 7. 難病患者

難病※8患者数は、平成30年3月31日現在で、本町では93人、岩手県では9,070人です。患者数は増加傾向にあり、平成22年3月31日現在と比較すると、本町では41人の増、岩手県では1,117人の増となっています。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」において難病の定義がなされており、そのうち301疾患が指定難病として医療費の助成対象となっています（平成30年4月1日現在）。

### ※1【自閉症】

自閉症は、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、限定した常同的な興味、行動及び活動の3つの特徴を持つ障がいで、3歳までに何らかの症状が見られる。

### ※2【アスペルガー症候群】

自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもので、知的発達の遅れも有しないタイプの自閉症のことです。特定分野において極めて高い能力や知識を持つことも多いと言われている。

### ※3【広汎性発達障害】

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障がい、小児期崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいを含む総称。

### ※4【学習障害】

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がい。

### ※5【注意欠陥多動性障害】

気が散りやすい・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、年齢相応に不釣り合いな、注意力・衝動性・多動性の症状がみられる障がい。

### ※6【高機能自閉症】

対人関係を作ることが困難・言葉の発達の遅れ・興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を有する障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないタイプの自閉症のこと。

### ※7【高次脳機能障がい】

頭部外傷、脳血管障がいなどの脳損傷に起因する記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどにより、日常生活または社会生活への適応に困難を有する状態のこと。

### ※8【難病】

「難病とは、厚生労働省が指定した特定疾患の通称です。厚生労働省が1972年に定めた「難病対策要綱」によると、①原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少ない疾患、②経過が慢性にわたり、経済的問題のみならず介護等に著しく手を要するために家族等の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患のこと。

第<sup>だい</sup>4<sup>しゅう</sup>章

---

施策<sup>し さ く</sup>の展開<sup>てん かい</sup>

## 1. 施策の基本的方向

- I お互いの理解と認識を深めるために
- II 健康を保つために
- III 共に学ぶために
- IV 就労を通じた社会参加のために
- V 地域で生活するために
- VI 安全に生活するために
- VII 生きがいづくりのために
- VIII 地域生活支援のためのひとづくり



## 2. 施策の具体的な推進方向

### I お互いの理解と認識を深めるために

#### 《現状と課題》

障がいのある人が、障がいのない人と同様に、社会の一員として安心して生活を送るためには、町民一人ひとりがお互いに人格と個性を尊重し合いながら、生活することが大切です。

障がいのある人や障がいに対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念や、障がいのある人に対する理解と認識を深めるため、障がいのある人に対する各種施策を実施するだけでなく、各種啓発活動の推進を図るとともに、各種行事を開催し、障がいのある人と障がいのない人の交流に努め、相互の理解を深めます。

#### 《施策の方向》

##### 1) 啓発・広報活動の推進

行事や広報等を活用した広報啓発を行い、障がいのある人に対する町民の理解と認識を深めます。

項目	項目の内容
(1) 広報や講演会等による啓発	障がいや障がい者（児）に対する正しい理解と認識を深めるため、町広報、講演会の開催等によりノーマライゼーション意識の普及と障がい者理解に努めます。
(2) 「障害者週間」を中心とした広報啓発の実施	「障害者週間」（12月3日～9日）に合わせて、岩手県や障がい者団体が行う啓発活動に協力し、広く町民が障がい児・者への理解を深められるよう広報啓発を図ります。
(3) 障がい特性の理解	身体障がい、知的障がい、精神障がいの三障がいの他、高次機能障がい、発達障がい等様々な障がいの特性を理解するための普及啓発を行います。

2) 交流・ふれあいの推進

障がいのある人と障がいのない人の交流機会の拡大、障がい者団体等が町民との交流・ふれあいを目的とするスポーツ、文化、レクリエーション等の活動を積極的に支援します。

項目	項目の内容
<p>(1) 交流・ふれあいの拡大と充実</p>	<p>①「O-1 (オーワン) グランプリ」などのイベントに町内障がい者福祉施設の自主生産品販売の出店を促進し、販売を通して障がいのある人と障がいのない人の交流を図ります。</p> <p>②「岩手県障がい者スポーツ大会」や「にこにこふれあい運動会」(胆江)、「アテルイの里障がい者芸術文化祭」などの開催を支援し、障がい者をはじめ多くの町民に参加を呼びかけ、町民との交流・ふれあいの機会の場を提供します。</p>

## II 健康を保つために

### 《現状と課題》

障がいのある人や家族にとって、健康を維持することは日常生活を送る上で最も大切なことです。そのためには疾病や障がいの発生予防など、積極的な健康づくりが必要です。また、障がいの重度化を防ぐため、早期発見・早期治療や早期療育、適切なリハビリテーションを受けることができる体制整備と保健・福祉・医療・教育の連携が必須です。

### 《施策の方向》

#### 1) 健康維持の普及啓発

「金ヶ崎町健康増進計画」のもと、障がい者(児)及びその家族の健康への意識高揚を推進します。

項目	項目の内容
(1) 健康づくりへの意識啓発	<p>①生活習慣病の予防、がんの早期発見、検診受診の重要性、早期治療・早期療育の重要性についてのPRを行います。</p> <p>②健康づくりを目的とした各種事業への参加を呼びかけます。</p> <p>③個々に応じた保健師によるきめ細かな健康相談・家庭訪問を実施します。</p>
(2) こころの健康に関する普及啓発	<p>「金ヶ崎町自殺対策計画」に基づき、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。</p>

## 2) 疾病の発生予防と障がい者の重度化の抑制対策の推進

障がいの中には予防したり、早期に発見することである程度、重度化を予防できるものもあります。

予防できるものは予防するとともに、早期発見・早期治療、早期療育、早期リハビリテーションにより、できるだけ障がい者が重度化することを予防し、自立した生活ができるように取り組んでいきます。

項目	項目の内容
(1) 各種検診等受診の推進と検診後の管理	特定健診及びがん検診の検診受診率向上を目指します。早期発見・早期治療の勧奨及び所見が認められた人への受診勧奨、治療の継続を勧奨します。
(2) 母子保健の充実	疾病や障がいの早期発見・早期対応を図るため、妊産婦、乳幼児の訪問、健康診査、療育教室（ちゅうりっぷ広場）の充実を図ります。
(3) 生活習慣病の予防	規則的な生活リズム、食生活改善等を推奨します。
(4) 障がいの重度化の予防	早期リハビリテーションの推進により、障がいの重度化を予防します。

## 3) 障がい者及び家族の健康支援

障がい者及びその家族が感じている健康への不安について、少しでも解消できるよう努めます。

項目	項目の内容
(1) 障がい者及び家族への情報提供の充実	① 障がい福祉サービス事業及び相談窓口の周知を行います。 ② 障がい者相談員、地区民生委員・児童委員等の身近な相談窓口の周知、活用を普及させます。
(2) 障がい者団体及び親の会の支援	障がい者団体及び親の会の活動支援を行います。

4) 保健・福祉・医療・教育の連携

健康づくりと疾病や障がいの早期発見・早期療育、早期リハビリテーションの推進、普及啓発活動等を進める上で保健・福祉・医療・教育等関係機関、及び団体等との連携を図ります。

項目	項目の内容
(1) 関係機関・団体とのネットワークの強化	保健・医療・福祉・教育等の関係機関・団体等が各々果たすべき役割を明確にし、連携体制のもと、ニーズにあったサービスを提供します。

### III ともに学ぶために

#### 「現状と課題」

障がいのある子どもが、いきいきと個性を発揮しながら生活し、その可能性を伸ばしていけるよう、ひとりひとりの障がいの状態や特性に応じて、専門的な知識や技術、愛情をもって教育指導を行っていくことが大切です。また障がいのある子どもがいない子どもと共に学びながら、必要な教育を受けることができる体制づくりが必要です。

このため、平成27年3月策定の「金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画」と連携して、障がいのある子どもへの支援策に取り組めます。

#### 「施策の方向」

##### 1) 就学前の障がい児への支援の充実

個々の障がい児とその家族の多様なニーズに対応できるきめ細かな支援体制の構築を図ります。

項目	項目の内容
(1) 就学前保育等の充実	<p>集団生活の中で発達を促したいという保護者のニーズに対応するため、保育園及び幼稚園への障がいのある子どもの受け入れを促進し、町立幼稚園にあっては、保育を支援する支援員の配置に努めます。</p> <p>また、療育指導に携わる教諭、保育士等の知識と技能の向上を図るため、各種研修会への積極的参加を図ります。</p>
(2) 発達支援体制の充実	<p>①運動、知能、行動などで、経過観察・指導が必要な乳幼児とその保護者に対し、関係機関が連携し一体的に相談・支援ができるよう発達支援体制の充実に努めます。</p>

	<p>②発達に支援の必要な児童が、乳幼児期から成人するまで途切れることなく支援を受けられるよう、保護者と関係機関との情報共有ツール『相談支援ファイル「あさがお」』の活用を図ります。</p>
--	--

## 2) 就学相談・指導の充実

障がいのある子どもの就学については「専門的機関で教育を」と考える保護者がいる一方、「通常学級で学ばせたい」と考える保護者が多くいるのも現状です。こうした保護者のニーズを把握しながら、個々の障がい特性により、適した就学場所で教育が受けられるよう、保育園、幼稚園及び学校と連携しながら、相談・指導の充実に努めます。

項目	項目の内容
(1) 就学相談体制の充実	学校における就学相談や就学指導の取り組みに対する支援を充実します。また、療育教室（チューリップひろば）や幼稚園、保育園等の関係機関と連携し、情報の共有化や一貫した支援が効果的に行われるよう、相談体制の充実に努めます。
(2) ニーズに応じた就学支援の推進	保護者の希望を尊重しながら、本人の意向や能力、障がいの状況を踏まえ、適切な進路が選択できる進路指導に努めます。

## 3) 学校教育の充実

本町では町内小中学校6校すべてに「特別支援学級」が設置されています。また、小学校1校に「ことばの教室」が設置されています。学校においては、障がいのある児童生徒の的確な把握に努め、個々に応じた学習指導や自立に向けた指導の充実に努めています。今後は、障がいのある児童生徒の発達をさらに促進するため、専門的な支援を求めるとともに、各学校における特別支援教育の充実に努めます。

このほか、児童生徒が福祉に対する理解と関心を深められるよう、学校においても福祉教育の実施に努めます。

項 目	項 目 の 内 容
(1) 特別支援教育 支援員の配置	障がいのある児童生徒が、充実した学習や学校生活ができるよう、特別支援教育支援員の配置に努めます。
(2) 教職員への障がい 児教育理解の 啓発	教員の専門知識や技術向上のため、積極的に研修の機会を提供します。
(3) 小・中学校における「福祉教育」の 推進	児童生徒が障がい者や高齢者に対する共感と理解を深め、心豊かな人間として、成長していけるよう、障がい者・高齢者等との交流や福祉施設での体験活動等を実施します。



## IV 就労を通じた社会参加のために

### 《現状と課題》

障がい者が自立心をもって地域でいきいきと生活していくために、就労は社会的・経済的に極めて重要なことです。しかしながら、障がい者を取りまく雇用・就労環境は、その能力を十分発揮できる状況とはいえないのが現状です。これを改善していくため、就労を希望する障がい者が能力を最大限に発揮できるよう、障がい者雇用及び就業を促進し、就労を通じた社会参加拡大に積極的に取り組みます。

### 《施策の方向》

#### 1) 雇用の場の拡大

障がい者の雇用・就労の窓口となる胆江障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所をはじめ、関係機関団体と連携を図りながら雇用の拡大を目指します。

項目	項目の内容
(1) 普及啓発	障がい者雇用促進のための助成制度等を、広報等を通じて紹介します。
(2) 雇用の促進	障がい者雇用率未達成の事業所等に対し、関係機関と連携して達成へ向けた働きかけを行います。金ヶ崎町役場においても、障がい者の特性に配慮した雇用に努めます。

## 2) 一般就労への移行促進

就労意欲のある障がい者に対し、一般就労に向けた取り組みや能力に応じた就労支援の場の確保を図ります。

項目	項目の内容
(1) 一般就労への移行支援	障がい者支援施設等から雇用先への円滑な移行ができるよう雇用先への情報提供を行います。
(2) トライアル雇用の促進	事業主に、短期間試用雇用の形で受け入れてもらえるよう、制度の普及を図ります。
(3) 職親委託事業の活用	知的障がい者が就職に必要な知識及び技術等を習得するため、一定期間生活指導、技術習得訓練等を委託する職親委託制度の適正な運用・普及を図ります。

## 3) 工賃アップのための取り組み

就労継続支援(B型)事業所等で働く障がい者の工賃水準の向上を目指します。

項目	項目の内容
(1) 工賃向上支援	① 就労継続支援(B型)事業所で働く障がい者の工賃の向上を図るため、金ヶ崎町役場及び一般企業(事業所)からの受注拡大に努めるとともに、農福連携※1を取り入れるなど「岩手県障がい者工賃向上計画」を推進します。
	② 自主生産品の販路確保を支援します。
(2) 自主生産品の販売推進	町や関係機関団体が開催するイベントで、自主生産品を積極的にPRし、販売の拡大を図ります。

#### 4) 働く環境の整備

グループホーム等の整備を支援し、就労に必要な日常生活の場の確保を図ります。

項目	項目の内容
(1) グループホームの活用	通勤が困難のために就労できないでいる障がい者に対し、事業者との情報共有を図りながら、職場へのアクセスが良いグループホームへの入居を勧めます。
(2) 通勤手段の確保に向けて	障がい者が一般就労するうえで、通勤手段の確保が一番の課題となっていることから、そのための支援について情報収集を進め、よりよい方法を検討します。

#### ※1 【農福連携】

農福連携とは、障がい者等の農業分野での活躍を通じて、自身や生きがいを創出し、社会参加を促す取り組み。

## V 地域で生活するために

### 《現状と課題》

障がい者が住みなれた地域で安心して、また、自立して生活していく上で必要なサービスや訓練を受けたり、仲間や地域の人たちと一緒に活動する機会を得ることは、有意義かつ大変重要なことです。そのためには、相談体制の整備、障がい福祉サービスの充実、経済的自立の援助を目的とした各種制度の助成の充実などが求められます。

### 《施策の方向》

#### 1) 相談支援体制の整備

障がい者が自立した生活を送るためには、必要に応じて情報の提供を受けることのできる相談支援体制が必要です。相談支援の質を高め、地域生活に必要な様々なサービスが適切に利用できるよう、相談支援体制や関係機関によるネットワークの充実を図ります。

項 目	項 目 の 内 容
(1) 相談支援の充実	<p>① 障がい者がより身近な場所で相談ができるよう、障がい者相談員、地区民生委員・児童委員の活用と、相談支援事業所、社会福祉法人、NPO法人等との連携を図ります。</p> <p>② 「成年後見制度※1」の周知を図ります。</p>
(2) 相談支援機能の強化	<p>基幹相談支援センター※2を設置するとともに、研修会等への積極的な参加を通じて、相談支援専門員の知識・技能向上を図ります。</p>
(3) 地域自立支援協議会※3の活性化	<p>金ヶ崎町地域自立支援協議会について、専門部会を含めて活性化を図り、町の施策に対し適切な助言が行えるよう体制強化を目指します。</p>

## 2) 在宅福祉の充実

障がい者が地域で安心して生活するためには、いつでも、必要に応じてサービスが受けられる仕組みが必要です。中でも、日々の生活を支える様々な在宅サービスは欠かすことができません。

特に在宅生活が、家族による支援のみに頼ることなく、障がい者が安心して暮らすことができるよう、サービスの質や量の充実に努めるとともに、各種サービスの周知を図ります。

項目	項目の内容
(1) 生活の場の確保	県と連携を図り、地域や事業者からの協力を得ながら、グループホーム※4の整備や確保に努めていきます。
(2) ケアマネジメント体制の強化	障がい者やその家族からの相談に応じ、個々の心身状況やサービスの利用意向、家族介護の状況等を踏まえた適切な支給決定を行うため、関係機関との連携によるケアマネジメント体制の強化を図ります。
(3) 訪問系サービス※5の充実	身体・知的・精神障がいに対応できる事業者や発達障がい等を視野に入れた新規サービスを提供する事業者の確保に努め、サービスの充実に努めます。
(4) 短期入所の充実	一時的な入所支援を提供する事業所の確保に努めます。
(5) 日中活動の場の充実	障がいの状況や年齢等に応じて支援していけるよう、「日中活動系サービス※6」や日中一時支援、地域活動支援センターなどの日中活動の場を確保し、それぞれの状況に応じて自らが選択できるよう、サービスの充実に努めます。
(6) 地域生活支援事業の充実	① 障がい者の社会参加を積極的に進めるための「移動支援事業※7」を実施し、事業の周知に努めます。
	② 障がい者の社会参加を積極的に進めるための「日常生活支援事業※8」「社会参加支援事業※9」の事業内容の充実と、より多くの参加・利用ができるよ

	<p>う情報提供に努めます。</p> <p>③聴覚、言語などに障がいがあり、意思疎通が困難な人に、必要に応じて手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行います。</p> <p>④日常生活を営むのに支障がある障がい者へ日常生活の便宜と生活の質の向上のために日常生活用具給付事業を行い、適切な利用に係る情報提供や、親身な相談に努めます。</p>
--	---

### 3) 地域生活移行支援

地域で生活したい施設入所者や受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいを持つ人が安心して地域で生活できるよう、関係機関が連携した相談・見守り体制の充実を図り、本人の意向を尊重した地域生活への移行を積極的に支援します。

項目	項目の内容
(1) 精神障がい者退院促進の推進	<p>①医療機関と連携し、地域生活への移行を支援します。</p> <p>②地域生活への不安解消を図るため、退院前の外出支援や施設等への体験通所などの支援を行います。</p> <p>③退院後の症状が継続的に安定するよう、医療機関と関係者等が連携して、安心した生活を送ることができるよう支援を行います。</p>
(2) 障がい者入所施設から地域生活への移行促進	<p>①入所施設と情報共有を行い、地域生活への移行を支援します。</p> <p>②個々の地域生活環境に応じて関係者間の一体とした支援を行います。</p>

#### 4) 地域生活の安定向上

障がい者の雇用の確保とともに障害基礎年金や障害厚生年金、特別障害者手当など各種手当の制度を広く周知し、生活の安定向上を推進します。

項目	項目の内容
(1) 年金、手当等の制度周知	特別障害者手当、在宅重度障害者家族介護慰労手当など各種手当の制度の周知を図ります。また、関係機関と連携して対象者を適切に把握し、制度の周知に努めます。
(2) 関連制度の充実	<p>① 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳制度の周知に努めるとともに、経済的負担を軽減するための</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税の減免制度</li> <li>・所得税・住民税の障害者控除</li> <li>・医療費の助成制度</li> <li>・各種交通機関の割引制度</li> <li>・町が実施する「福祉タクシー利用助成券」交付制度などの周知を図ります。</li> </ul> <p>② 生活の安定を目的として年金を支給する「心身障害者扶養共済制度」の周知と加入を促進します。</p>

#### 5) 障がい者への情報提供手段の充実

障がいのある人が、必要な情報を容易に得られるような情報提供に努めます。

項目	項目の内容
(1) 情報提供手段の充実	<p>① 町ホームページにはルビ機能をつけていますが、このほかの町広報紙やチラシへのルビ付きについて推進を図ります。</p> <p>② 視覚障がい者に対応した声の広報の推進を図ります。</p> <p>③ 聴覚障がいに対応した、手話通訳者・要約筆記者の要請を推進し、派遣体制の充実を図ります。</p>

※1【成年後見制度】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分なために、財産管理や契約手続きが困難な人を法的に支援する制度。

※2【基幹相談支援センター】

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて次の業務を行う。

- 総合相談・専門相談
- 地域移行・地域定着
- 権利擁護・虐待防止
- 地域の相談支援体制の強化の取り組み

※3【地域自立支援協議会】

地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割として協議する場。

※4【グループホーム】（共同生活援助）

共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

※5【訪問系サービス】

障害福祉サービスのうち、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）など、在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービス。

※6【日中活動系サービス】

障害福祉サービスのうち、生活介護や就労継続支援など、施設において昼間の活動を支援するサービス。

※7【移動支援事業】

地域生活支援事業に掲げる事業で、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援（移動介護）を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すための事業。

※8【日常生活支援事業】

障がい者等に対し、生活の質的向上と社会復帰の促進を図るための事業。

※9【社会参加支援事業】

障がい者等の社会参加を支援することを目的とした次の事業。

- レクリエーション活動等支援事業
- 芸術文化活動振興
- 点字・声の広報等発行
- 奉仕員養成研修など。



## VI 安全に生活するために

### 《現状と課題》

障がい者が住み慣れた地域で安心して安全に生活するためには、障がい者の利用に配慮した生活環境を整備していくことが不可欠です。

日常生活を送るうえでの重要な基盤のひとつである住宅の整備をはじめ、安全を守るための緊急時の安全確保対策も含めた総合的な“ひとにやさしいまちづくり”の推進を図ることが求められています。

また、“ひとにやさしいまちづくり”の推進にあたっては、町民や民間事業者の理解と協力を得て進めていく必要があることから、そのための啓発広報等の充実も必要です。

### 《施策の方向》

#### 1) ひとにやさしいまちづくりの推進

障がい者、高齢者にやさしいまちづくりは、すべてのひとにやさしいまちづくりの推進につながるという視点に立ち、町民・民間事業者等の協力のもと推進していきます。

項目	項目の内容
(1) ひとにやさしいまちづくり事業の推進	<p>① 障がい者が地域社会において、主体的に社会参加できるように、ノーマライゼーションやバリアフリーの考え方に基づいた生活基盤の整備、障がい者や高齢者にやさしいまちづくり事業の推進を図ります。</p> <p>② 県の「ひとにやさしいまちづくり条例」及び「障がいのある人もない人も共に学び生きる岩手県づくり条例」について、広く町民、民間事業者等に周知します。</p>

## 2) 住宅、生活環境の整備促進

障がい者が安全で快適な日常生活を送るために、住宅を中心に環境整備を図るとともに、公共施設等についても、町民だれもが安心して利用できるような空間整備の推進に努めます。

項目	項目の内容
(1) 障がい者に配慮した駐車場や障がい者用トイレ等の整備・改善	<p>① 障がい者が安全で快適な日常生活を送ることができるよう、障がい者に配慮した駐車場や障がい者用トイレ等の整備に努めます。</p> <p>② 県の「ひとにやさしい駐車場利用証制度」について、広く町民、民間事業者等に周知します。</p>
(2) 住宅改修費の助成	障がい者・高齢者の在宅生活を支援するために、段差解消、手すりの設置等の住宅改修経費の一部を助成します。

## 3) 交通手段の整備充実

障がい者や高齢者等の活動範囲を広げ、社会参加を促進するために、快適かつ安全な交通手段の改善と整備を図ります。

項目	項目の内容
(1) 道路等の整備	車道等の整備に併せて、段差の解消など安心して通行できる歩道の整備に努めます。
(2) 移動支援の充実	<p>① 重度障がい者等の移動支援を図るため、タクシー利用助成を継続し、社会参加の促進及び通院等を支援します。</p> <p>② 重度身体障がい者又はその介護者が運転する自動車の改造等に要する経費を助成する事業の周知を図ります。</p>

4) 防災等安全対策の推進

地域の防犯・防災の組織体制の確立を図るとともに、災害時における避難場所の整備と充実に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

項目	項目の内容
(1) 地域の防犯・防災の組織体制の確立	① 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等と連携し、一人ひとりの障がい者の見守りや安否確認を行うネットワークづくりを確立し、災害時における障がい者への情報伝達や避難誘導の円滑化を図ります。
	② 町内の障がい者福祉施設との情報伝達体制を明確化し、障がい者の安否確認の早急な対応に努めます。
	③ 災害時における避難行動要支援者について、制度の周知を図るとともに登録を促進し、支援体制を整えます。
(2) 緊急時通報体制の充実	① 災害時の聴覚障がい者（児）向け、情報受信装置の日常生活用具の普及に努めます。
	② ひとり暮らしの高齢の障がい者への、緊急通報装置の設置を促進します。
(3) 避難場所の周知	金ヶ崎町防災マップ（平成30年2月改訂）の周知を推進し、災害時の避難場所の確認を徹底します。
(4) 緊急時の支援体制の確立	障がい者に配布されている「おねがいカード」などについて、町民に広く周知するとともに、緊急時における支援体制の確立を図ります。

## VII 生きがいづくりのために

### 《現状と課題》

障がい者が生きがいをもって生活することは、社会参加の促進につながるとともに、心身の健康維持に大切なことです。余暇活動の支援、スポーツや文化活動を満足に楽しむことができる機会を提供するなどの自己実現や社会参加ができる体制づくりに努めます。

### 《施策の方向》

#### 1) 余暇活動の充実

障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、余暇活動の場の提供と支援を行います。

項目	項目の内容
(1) 日中活動の場の周知	<p>①「町民菜園パーク」など貸し農園での農作物の栽培を通して、生活意欲増進につながるよう、支援します。</p> <p>②日中一時支援、地域活動支援センターなどの日中活動の場を情報提供し、それぞれの状況に応じたサービスの利用を推奨します。</p>

#### 2) スポーツ・レクリエーションの推進

障がいのある人がスポーツ・レクリエーションを通して、体力づくりや仲間づくり、障がいのない人との交流が図られるような各種施策を推進します。

項目	項目の内容
(1) 生涯スポーツ事業の充実	障がい者の参加に配慮した各種スポーツ交流会・レクリエーションの開催を検討します。
(2) スポーツ・レクリエーションへの	「岩手県障がい者スポーツ大会」や「にこにこふれあ

参加促進	「い運動会」(胆江)への積極的な参加を呼びかけます。
------	----------------------------

### 3) 文化・芸術活動の推進

障がいのある人が文化・芸術活動に数多く接する中で、自らが文化・芸術に興味を持つことができるよう鑑賞の機会や発表の場づくり、情報の提供などに努めます。

項目	項目の内容
(1) 生涯学習事業への参加促進	趣味の世界や教養を身につけるために、生涯学習事業による各種講座等への参加を呼びかけます。
(2) 文化・芸術活動への参加促進	① 地域活動支援センター等での創作活動による作品の「町民芸術文化祭」への出展を奨励します。 ② 町内障がい者福祉施設の「アテルイの里障がい者芸術文化祭」の参加について、積極的に促進します。

## VIII 地域生活支援のためのひとづくり

### 《現状と課題》

障がい者が家族や地域の人々と共に生活していくなかで、個々の状況に応じた多様なニーズに対応し、必要とする適切なサービスが受けられるように、専門的な知識や技能をもった人材の確保が求められています。

また、地域住民等のボランティア活動は、地域の福祉活動を支える原動力として期待されており、障がい者の社会参加を促進するうえで重要となっています。

こうした障がい者を支える人材を積極的に育成していくこと、つまり“ひとづくり”が“まちづくり”の推進にもつながります。

### 《施策の方向》

#### 1) ボランティア活動の推進

ボランティアの積極的な育成に努めるとともに、その自主性を尊重しつつ、多様なボランティア活動を広く支援し、厚みのある地域福祉活動の展開を図ります。

項 目	項 目 の 内 容
(1) ボランティア活動の普及・啓発	<p>金ヶ崎町社会福祉協議会と連携し、</p> <p>① 学校教育、生涯学習等を通じて、ボランティア活動の必要性と意義について浸透を図ります。</p> <p>② ボランティアに関する学習機会を提供し、人材の育成とネットワークづくりに努めます。</p> <p>③ 町広報、ホームページを通じて、ボランティア活動に関する情報を幅広く町民に提供し、地域に即した創意と工夫あふれるきめ細かな福祉活動が展開されるような環境づくりを促進していきます。</p>
(2) ボランティア活動の支援	<p>① 精神障がい者ボランティア、声の広報作成ボランティア等の障がい者支援ボランティアグループの活動</p>

	支援を行います。
	②老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア、各種団体等による、高齢者や障がい者への相互支援活動を積極的に助長します。
	③企業、民間団体等のボランティア活動を助長します。

## 2) 研修体制の充実

障がい福祉サービス提供者等の知識の向上や質の高い技能の習得を促進します。

項目	項目の内容
(1) 施設等職員の研修の充実	施設等職員の知識向上を目的とした研修会を開催します。